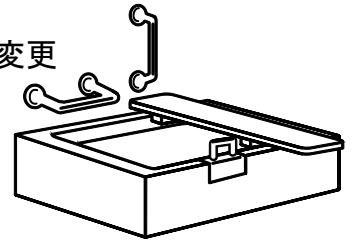


介護保険による住宅改修において

ユニットバスの導入を検討している方へ

介護保険による住宅改修費の支給対象

1. 手すりの取付け
2. 段差の解消
3. 滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料変更
4. 引き戸等への扉の取替え
5. 洋式便器等への便器の取替え
6. 1～5の改修に付帯して必要となる住宅改修



以上の項目が支給対象として認められており、ユニットバス工事自体は認めてはいません。しかし、按分可能であれば支給対象とするという厚生労働省の回答がありますので、対象工事が適切に按分されていれば支給対象とします。

①材料費の按分

メーカーにおいて介護保険対象分の材料費を分けることができる場合は、全体の費用に対する介護保険対象分材料費を按分率として計算してください。

②メーカーで介護保険対象の材料費がわからない場合の按分

以下に「ユニットバス按分基準表」を載せていますので、これを利用し計算してください。

	ユニットバス各部	扉	床	浴槽	壁	天井	器具	その他
	支給対象 支給対象外		対象	対象	対象	対象外	対象外	対象外
按分率	100%	10%	20%	15%	25%	10%	10%	10%

※ユニットバス工事は按分基準表を参考にし、支給対象となる改修部位を吟味した上で見積書に記載してください。

※按分計算の基になる見積金額は、実質の販売価格としてください。

上記①、②いずれかの計算方法で計算した見積をもとに事前申請書類をご提出ください。

【担当課】

幸手市介護福祉課

介護保険認定給付担当

0480-42-8444